

◆◆ J P A 事務局ニュース <No. 29> - 2011 年 10 月 13 日-----◆◆

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会 (J P A) 事務局
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610 号
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp

☆第 46 回医療保険部会 (10 月 12 日) で、高額療養費見直し案を提示

12 日に開かれた第 46 回医療保険部会で厚生労働省は、高額療養費制度の見直し案を提示しました。

この日示されたイメージ (案) は、70 歳未満の場合、現在は「低所得者 (住民税非課税)」、「一般所得者」「上位所得者」の 3 段階に分かれている負担上限ですが、「一般所得者」を年収 300 万円および 600 万円のラインで 3 段階に分けて、5 段階とする (医療費が増えるごとに 1% ずつ自己負担が増えるしくみは廃止され、定額の上限となります)。

また、それぞれに年間上限額を設けるとしています。

各ランクと負担上限額の変更点は、次のとおり。

(当日の資料から作成)

《上位所得者》年収約 800 万円超

現行 150,000 円 + (医療費総額 - 500,000 円) × 1%

(4 か月目 ~ 83,400 円)

↓

改正 150,000 円 (4 か月目 ~ 83,000 円)、年間上限 996,000 円

《一般所得者》年収約 200 万円超 ~ 約 800 万円

現行 80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1%

(4 か月目 ~ 44,400 円)

↓

改正

《年収 600 万円超 ~ 800 万円》80,000 円 (4 か月目 ~ 44,000 円)、

年間上限 501,000 円

《年収 300 万円超 ~ 600 万円》62,000 円 (4 か月目 ~ 44,000 円)、

年間上限 501,000 円

《年収約 200 万円超 ~ 300 万円》44,000 円 (4 か月目 ~ 35,000 円)、

年間上限 378,000 円

《低所得者》住民税非課税世帯 (年収約 200 万円まで)

現行 35,400 円 (4 か月目 ~ 24,600 円)

↓

改正 35,000 円 (4 か月目 ~ 24,000 円)、年間上限 259,000 円

現行から見れば中間所得層の負担は大きく下がり、とくに 1% の定率負担が廃止されることで、高額な医療費負担がかかる患者の負担は大きく軽減されますが、それでも難病や長期慢性疾患、

小児慢性疾患で苦しむ患者・家族にとっては、上乘せの公費負担医療制度（特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業）なしでは、大きな負担が残ります。

このイメージ案の実現に必要な財政としては約3,600億円が必要。一方、一体改革成案で「2015年ベースで1300億円」を見込んでいる外来患者受診時定額負担を「初診・再診で100円」と設定した場合、約4,100億円の給付費削減が見込まれると試算しています。

いずれにしても、患者、家族にとっては厳しい提案に変わりはなく、しかもこの日の医療保険部会では、はじめに各保険者から厳しい財政状況が強調されるなど、高額療養費制度の見直しはかなり厳しいとの印象をもちました。

受診時定額負担については、患者負担軽減の議論のなかで、負担増ということで患者が納得するのか。国民全体で負担するのが筋ではないか。高齢化と高度医療を誰が負担するのかという問題で日本は国際的に見れば公費による医療費負担はけっして高くない。公費負担を守らないといけない。受診時定額負担導入で将来持続可能な制度ができるのか疑問。受診抑制への懸念など、慎重もしくは反対の意見が相次ぎ、議論は今後に持ち越されました。

今後の難病対策を考えていくうえでも、この高額療養費制度の行方が大きく左右します。JPAは2009年に提言を出し、難病患者の医療費負担軽減は医療保険制度の高額療養費見直しにより行うべきとして、次のように提言してきました。

「難病や長期慢性疾患の医療費公費負担（助成）については、治療は即生命に直結することや生涯にわたっての治療を必要とするところから、現在の高額療養費制度の高額長期疾病の対象疾患を拡大するか、または高額療養費制度とは別の長期療養給付制度を設けること。このことによって20歳を超えた小児慢性疾患の患者や現在特定疾患の対象とされていない難病や長期慢性疾患の患者も対象とすることができる。」

難病対策委員会での見直しの議論がはじまっているなか、私たちからも、医療費の負担に苦しむすべての難病・慢性疾患患者の負担が軽減される方向での制度改革を提起していく時期にきています。

各疾患団体にも積極的な検討をよびかけるとともに、何よりも、患者当事者の具体的な負担例、実態、声を、JPA事務局でも集約していきたいと思えます。どしどしお寄せ下さい。

第46回社会保障審議会医療保険部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001r2af.html>

【訃報】 畠澤千代子さん（JPA前副代表、全国膠原病友の会前会長）

10月8日、息子さんの住んでいる京都の病院（京都大学附属病院）で亡くなりました。畠澤さんは今年5月までJPA副代表を務め、5月29日の第7回総会で退任されました。昨年秋頃から体調を崩され、一時退院されましたが、その後も入退院を繰り返され、総会にも出られずに

7月末に京都に行かれ、そのまま京都大学病院での入院生活となりました。

かざらないさっぱりとした性格で、常に前向きにとらえて仕事をこなしていく姿に、私も何度も励まされてきました。詩人茨木のり子の「倚りかからず」という詩のように、凜とした性格で最後まで生を全うし、JPAを日本の患者運動を最後まで励まし支え続けてくださった方でした。ご冥福をお祈りいたします。

○患者サポート事業相談・交流室 活用のご案内

JPAが事務所を置いている飯田橋ハイタウン内に患者サポート事業(厚生労働省委託事業)相談・交流室を開設しました。

患者会の打合せや交流など、幅広くご活用くださいますようご案内いたします。利用料は無料です。

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 616 号室

(JPA事務所の廊下をはさんで向かい側の部屋です)

JR飯田橋駅東口、地下鉄飯田橋駅から徒歩数分の便利な所です。

ワンルーム 約26㎡(10人位までの会議ができます)

コピー機あり(有料)、無線LAN環境

土日も利用可(事務局にご相談ください)

相談専用 電話 03-6265-0791(平日10時~17時) FAX 03-6265-0792

利用日等のご相談は、JPA事務局まで。

○JPA震災募金について

東日本大震災の震災募金は、多くの疾病団体や難病連での取り組みがすすめられています。取り組めない団体や「被災地の難病連に直接届けてほしい」と寄せられた募金を、JPAで預かります。

<振込口座>

*ゆうちょ銀行からの振込みの場合

記号:10010

番号:718821

名前:社)日本難病・疾病団体協議会

*ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込の場合

振込機関:ゆうちょ銀行

店名:〇〇八(読みゼロゼロハチ)

預金種目:普通預金

口座番号:0071882

名前:社)日本難病・疾病団体協議会